

<主治医 様>

保育所（園）

日頃から、園児の健康管理に多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当保育所（園）では、園児の健康を守ると同時に、保育所（園）における感染症の集団発症や流行を防ぐため、「学校保健安全法」に規定されている下記の「予防すべき感染症」に罹患した園児の保護者の方に、「登園許可証明書」の提出をお願いしております。

つきましては、御多忙中恐縮ですが、病状が回復し集団生活に支障がないか先生の御意見を頂きたく、登園可能になりましたら「登園許可証明書」に必要事項を御記入のうえ、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

予防すべき感染症と出席停止の期間の基準について

感染症名	出席停止の期間の基準
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消えた後2日経過していること
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること

(医師記入欄)

登園許可証明書

保育所（園）施設長 あて

園児氏名 _____

病名 「 _____ 」

本日の診察の結果、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったと判断しましたので、

_____年 _____月 _____日から登園可能と認めます。

_____年 _____月 _____日

医療機関名 _____

医 師 名 _____